② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書において明らかにすること。

③ 選定事業者のグループの構成員もしくは入札参加者以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下、「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④ 入札参加者及び協力会社には、本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の維持管理に当たる者、本施設の運営に当たる者、本施設における独立採算事業に当たる者、本施設以外における民間付帯事業の実施に当たる者が必ず含まれていること。

2）入札参加者及び協力会社の参加要件　入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 「国立大学法人大阪大学契約規則」第６条に規定する資格を有する者であり、かつ同規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④ 大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託した三井住友信託銀行株式会社並びに三井住友信託銀行株式会社と本アドバイザリー業務において提携関係にある西村あさひ法律事務所及び株式会社昭和設計又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

ア 資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 親会社と子会社の関係にある場合

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※子会社の定義は、会社法（平成17年７月26日法律第86号）の定義を適用する。

イ 人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記アヌはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤ 最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑥ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑧ 入札参加者及び協力会社、それと同一と判断される団体等が、本事業の優先交渉権者決定公表までの間、本事業に関連して審査員への接触や他の参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正もしくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

3）入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち、本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の維持管理に当たる者、本施設の運営に当たる者、本施設における独立採算事業に当たる者、本施設以外における民間付帯事業の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、本施設の建設に当たる者と本施設の工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

① 本施設の設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。

ただし、競争参加資格確認基準日においては、文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成13年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※２、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※３）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※１ 「管理技術者」とは、「設計業務委託契約要項」第14条の定義による。

※２ 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。